

群馬県次期県税システム試験用帳票等作成業務契約条項案

群馬県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「群馬県次期県税システム試験用帳票等作成業務」について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、「群馬県次期県税システム試験用帳票等作成業務」（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和8年〇〇月〇〇日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額は、金〇〇〇,〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務内容）

第5条 委託業務の内容は、別添「群馬県次期県税システム試験用帳票等作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（業務実施計画書）

第6条 乙は、仕様書の定めるところにより業務実施計画書を作成し、この契約締結後速やかに甲に提出してその承認を受けなければならない。

（従事者）

第7条 乙は、委託業務に直接従事させる者（以下「従事者」という。）を定め、業務実施計画書に記載しなければならない。

2 甲は、乙の従事者のうち、委託業務に従事させることが不相当と認める者があるときは、その理由を明示して、乙に従事者の交替を求めることができる。

3 乙は、前項の甲からの求めに応じて従事者を交替するとき、乙の都合により従事者を交替するときは、交替する前日までに甲に書面で届け出なければならない。

（責任者の選任）

第8条 乙は、委託業務の従事者を指揮監督するための責任者を定め、業務実施計画書に記載しなければならない。

（立会い及び監督）

第9条 甲は、必要があると認める場合は、甲の職員に委託業務について立会わせて、乙の履行状況を監督させることができる。

（調査及び報告等）

第10条 甲は、乙の委託業務の処置状況について調査し、又は必要な報告を求め、委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

2 乙は、甲からの求めがある場合には、委託業務の進捗状況等について、書面等により報告しなければならない。

(成果品の納入)

第11条 乙は、仕様書に基づき遅滞なく成果品を甲に納入しなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、前条で乙から納入された成果品について、納入後速やかに検収を行うものとする。

2 甲は、前項の検収において、成果品が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）と判断したときは、甲の指定した方法により、乙に対して履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

3 甲は、成果品が契約不適合により、追完請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で本契約の目的が達成できないと判断する場合、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

4 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

(納入期限の延期等)

第13条 乙は、納入期日内に委託業務を遂行することができない事由が生じた場合は、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の事由が天災その他不可抗力による特別の事情による場合は、甲に納入期日の延長を求めることができる。

3 甲は、前項の定めによる納入期日の延長の求めがあった場合において、その事由が前項の事由のうち乙の責に帰することができないものであると認める場合は、納入期日の延長を認めるものとする。

(遅延利息の支払)

第14条 乙は、前条により納入期日の延長が認められた場合を除き、乙の責めに帰する理由により、甲が指定する期日までに成果物を納入しない場合は、甲に対し遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、履行期限の到来の日の翌日から納入する日までの日数に応じ、未納部分の契約金額相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく割合で計算した額とする。ただし、計算した金額に100円未満の端数がある場合、又は100円未満である場合は、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。

(実績報告及び検査)

第15条 乙は、委託業務完了時に実績報告書を甲に提出するものとする。実績報告書の提出期限は仕様書の定めによる。

2 甲は、前項の実績報告書を受理した日から10日以内に、委託業務の実績について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第16条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、委託業務に関する委託料請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、個人情報の保護に関し、別紙「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の実施に関して知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、又は委託業務の実施以外の目的及び用途に使用してはならない。契約期間が満了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(事故等の報告)

第19条 乙は、情報漏洩、消失その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知った場合、又は生じるおそれのあることを知った場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(臨機の措置)

第20条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第21条 乙は、委託業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合には、直ちに再委託先の名称及び再委託した本件業務の内容を書面により甲に通知するものとする。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務と同様の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(契約の変更)

第22条 甲又は乙は、相手方と協議のうえ、必要があると双方が認めるときは契約の内容を変更できるものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第23条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲に書面により申請し、承認を得た場合は、この限りでない。

(解除等)

第24条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には

その役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

(4) この契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等(以下「下請契約等」という。)の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき(前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。)は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令)又は同法第85条第1項の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第26条 乙は、乙又はこの契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第27条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の費用)

第28条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第29条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第30条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和8年〇〇月〇〇日

甲

住所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
氏名 群馬県知事 山本 一太

乙

住所 〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇